破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２８５１号
愛知県半田市中町３丁目14番地
債務者　株式会社杉治商会
代表者代表取締役　杉浦　義昭
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三林　昭典
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午前10時25分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
三重県尾鷲市北浦町１番４号
債務者　有限会社ニューポートホテル
代表者代表取締役　伊藤　道浩
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月30日午後１時20分
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３１４３号
横浜市緑区白山１丁目23番３号
債務者　協伸工事株式会社
代表者代表取締役　吉内　賢司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
富山市若竹町３丁目74番地の４
債務者　富安産業株式会社
代表者代表取締役　安藤　純一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時15分
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８０３号
大阪市淀川区東三国１丁目11番１号
債務者　株式会社井上工業所
代表者代表取締役　井上　憲男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９号
青森市新町１丁目９番17号
債務者　株式会社三洋信販
代表者代表取締役　豊島　寛憲
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　雅通
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後２時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９２号
神戸市垂水区小束山２丁目16番５号
債務者　有限会社コバヤシ建設
代表者代表取締役　小林由美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　由夫
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１１号
兵庫県三木市末広３丁目２番11号
債務者　久保田工業株式会社
代表者代表取締役　久保田義孝
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２８号
神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
債務者　株式会社マキノ建築工房
代表者代表取締役　牧野　文人
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　　満
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２４２４号
福岡市中央区笹丘３丁目16番35号
債務者　畠中　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　純二
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１５号
釧路市昭和南５丁目10番４号
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１５号
仙台市宮城野区中野字田中110番地　仮設住宅13号棟２、従前の住所仙台市宮城野区蒲生１丁目４－５　村尾住宅Ｃ－２
債務者　三浦　由喜
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祐子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
千葉県茂原市早野956番地
債務者　高橋　克枝
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　耕三
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係